

公 表 第 8 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年4月26日

久留米市監査委員	中 島 年 隆
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	原 口 和 人
久留米市監査委員	藤 林 詠 子

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成28年度

部局名：環境部

		指摘事項等	措置状況等
指摘事項	財務 物品管理 事務 監査	<p>現在使われていない測定用機器が、使用の可否の判断や廃棄の手続きがないまま、物品台帳上そのまま残されており、その中には現在の所在が不明確な測定用機器も含まれている。</p> <p>また、測定用機器を貸し出しているが、貸出基準や取扱等を定めた事務要綱を定めていない。</p>	<p>現在使われていない測定用機器で使用不能のものについては、不用品処分書を提出しました。また、備品台帳上そのまま残されているもので所在不明なものについては、物品亡失・損傷報告書を提出し、適切な事務処理を行いました。</p> <p>備品貸出基準や取扱等については、要綱を作成し、平成29年4月1日に施行します。</p>
意見	事務 監査	<p>環境負荷低減については、小さな行為の集積が、やがて大きな環境変動にも影響を及ぼすに至ることも考えられるので、市と市民のレベルで実行できることの積み重ねにも意義を見出し、短期的な損得等を超える行動の必要性を浸透させることもまた、重要であるといえる。</p> <p>当部の行う新エネルギーの導入、環境共生都市づくり、違法な排出・廃棄の抑制、リユースの普及などの取組には、試行錯誤の苦勞もあると思うが、より実効性のある支援や啓発に努められたい。</p> <p>それらの取組の検証と次の行動への見直しが、低炭素社会への移行とスマートコミュニティの実現に結びつくことを期待する。</p>	<p>ご意見を真摯に受け止め、現在までの取り組みの成果を考えながら、適宜見直しを行うなどして、スマートコミュニティの実現を含む脱炭素社会の構築をめざしてまいります。</p>